

－ 園舎の耐震性と津波への対応について －

(第三版 令和6年8月23日)

はじめに

当園では、毎年行っている火災や地震に対する防災訓練に加え、園舎の施工会社の設計部より耐震設計についての連絡書を入手したり、津波の発生を想定した地区の総合防災訓練に参加したり、消防署の指導を頂きながら実施している垣生中学校・自主防災会等の方々との合同避難訓練を実施したり、様々な取り組みを重ねてきております。お子さまの生命の安全を確保しつつ日頃の園生活を安心してお過ごし頂けるよう、地震や津波への対応について保護者皆様にご案内致します。

1. 耐震設計 他

当園の園舎・保育棟はいずれも2005年以降に建設されており、阪神淡路大地震を受けて1995年および2000年に大幅な改正が行われた建築基準法(同施工令)の耐震基準を満たしております。また、地中深くに相当数のパイルの打ち込みによる補強も行われており、地区の指定避難場所の指定を受ける強度を有しております。 また当園は、阪神淡路大震災からの教訓(地震後の火災により多くの方が亡くなられた)を得て地震発生時の火災の発災を極限まで低減するため、敷地内に一切のガス管・カスボンベ・火を使用する調理器具が埋設・設置されておられません。

2. 津波への対応

(条 件)

南海トラフ地震による津波について、当園が所在する自治体(松山市)が公表している危機管理情報では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、松山市(由良港)には最大3.9mの津波(条件が最も悪い満潮時の海面高1.8mと最も高い津波高2.1mの合計)が、約3時間

後に到着すると予測されています。

松山市の情報掲載 URL

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/keihatu/20230327.html>

(基本行動指針)

- ・津波注意報発令時 ⇒ 点呼および避難準備を行い、余震および津波警報発令に備える。
- ・津波警報発令時 ⇒ 点呼および避難準備を行い、速やかに避難場所へ移動を開始する。

(避難場所)

垣生中学校：直近5回の避難訓練による年少～年長児の避難完了時間の平均は28分

(避難ルート)

消防署の指導のもと、地区の自主防災会と協議を行い、2011年10月末に開催された垣生地区総合防災訓練で採用したルートです。尚、避難ルートの選定にあたっては、以下の点が考慮されております。

- ・車が離合できる道幅が確保されている道路
- ・建築物の倒壊、火災が発生している場合に回避・迂回ルートが確保される道路
- ・以上の条件を考慮に入れたとき、移動距離（移動時間）が短いルートとする。

(避難方法)

年少～年長児の避難方法は徒歩、未就園児（ひよこ・たまご）は担当教員を伴いマイクロバス・小型バス移動を優先する。避難経路において途中からバス移動が困難な場合には、後続の年少～年長児・全教職員並びに長年に渡り連携を図っている地区の各協議会（自主防災会連合会・女性防火クラブ・交通安全協会）の方々はじめ地域の住民の方々の協力を得ながら避難を完了する。

3. 現況についての総論

園舎の耐震設計により、南海トラフ地震発生時にご家庭やお出かけ先の様々な施設に出入りされているより、当園に居て頂いていた方が地震発生時の強い揺れや発火からお子様をお守りできます。また、津波に対しても消防等の研修でもよく説明される「正しく恐れる」という基本姿勢に立ち、3時間程ある時間をしっかり活用して指定避難先である中学校への避難を確実にいきます。また、お子様の避難後の一時避難生活や保護者の方への受け渡しを確実に伝える環境を確保することに、引き続き全力を尽くします。

尚、当園の園舎2階は以下の①～③の合計 5,400mm (5.4m) の高さを確保できており、最も悪い想定より高い高さを有しております。

- ①海 抜：1.5m
- ②建屋の土台（S G L 地盤）： 200mm (0.2m)
- ③2階の床面までの高さ： 3,700mm (3.7m)

4. 大地震発生直後の流れと避難後の引き渡しについて

大地震が発生した場合、避難及び引き渡しにつきましては次の通り行います。

(第1段階) 津波関連情報を把握

⇒ この時点で、松山市に津波関連情報が発せられている場合には、「避難行動の有無」と「保育の継続の可否」についてアプリ配信されます。

(第2段階) 津波警報が発令

⇒ 避難開始が決定され、「避難開始」についてアプリ配信されます。

(第3段階) 避難完了

⇒ 指定避難所への避難完了後、アプリ配信されます。

※避難経路の途中でも、教職員との確認が前提となりますが、お引き渡しは柔軟に対応します。

(第4段階) 引き渡しの開始

⇒ お迎えの順に、お子様を引き渡します。お引き渡しのできる範囲は、「家庭環境調査票」で把握できている範囲および、預かり保育のお迎えとして日頃から保護者に代わってお迎えを行って頂いている方に限ります。但し、津波警報発令中は無理な引き渡しは行わず、保護者ご自身の身の安全を確保頂きつつ、道路事情や各職場での職責に応じて柔軟に行動されてください(※1)。引き渡し完了するまで、避難先で教職員がお預かり致しますので、どうぞご安心下さい。尚、現時点で「緊急時引き渡しカード」の運用はございません。※2

※1 先述の通り、最も悪い想定で津波でも松山市に到達するまでに3時間を見込みます。内閣府が公表する「愛媛県の最大の想定死者数」は愛媛県全体で80名程であり、主に波高が高く到達の早い南予地方で見込まれております。そのため、時間に余裕をもって避難行動が取れる中予地方では、建物の倒壊等により避難できない状態にならない限り、津波による死者はほとんど想定されておりません。

内閣府 ⇒ https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20120905_02.pdf

※2 緊急時引き渡しカードは広く普及している台帳管理方法ではございますが、実運用における課題もあり、現時点では採用しておりません。災害発生時に外出先や職場で必ずしも保護者が引き渡しカードを携帯していなかった場合や、保護者が引き渡しカードに名前を書いていない友人・知人に引き渡しをお願いした場合などに、厳格にルールを運用し過ぎて引き渡しが遅れることや不要のトラブルになることも想定されております。

(文責)

学校法人木の実学園

理事長 中矢謙一郎